【問】質問が正しければ○，誤りなら×で答えよ。

１　【　　　】地震のデータは著作物でないが、地震のデータをまとめて表にしたものは著作物となることがある。

２　【　　　】私的に設置した監視カメラの映像が殺人事件の様子を写しており，その様子がテレビで放映された場合，この映像は著作物である。

３　【　　　】航空写真や人工衛星による写真は著作物である。

４　【　　　】新聞に載っている人事異動、死亡、イベントなどのお知らせ記事は著作物である。

５　【　　　】人が絵を描くことを教えたチンパンジーが描いた絵は、著作物である。

６　【　　　】文化的価値のないものは、著作物とはいえない。

７　【　　　】文字や音として、紙や記録媒体に固定（印刷、録音、録画など）されていないものは、著作物にはならない。

８　【　　　】学術論文の「学説」は著作権で保護される。

９　【　　　】写真を元に絵を描いた場合、絵の著作権は写真の撮影者にのみある。

１０【　　　】幼児の描いた絵が著作物として保護されることはない。

１１【　　　】ダンスの振り付けは著作権で保護される。

１２【　　　】創作料理の調理手順は著作権として保護される。

１３【　　　】標語、キャッチフレーズは著作物として保護されることはない。

１４【　　　】「写真撮影禁止」の張り紙がある美術館で、写真をこっそり撮ると著作権侵害になる。

１５【　　　】自分で撮影した歌手や俳優の写真を許諾を得ずに自己のホームページで公開しても、著作権侵害にならない。

１６【　　　】美術館に展示してあるレンブラントやモネの絵画を自分のカメラで撮影して、その写真を自分のホームページの中に掲載した場合、著作権侵害となる。

**所　感：**